

学生等の学びを継続するための緊急給付金(令和3年度)**3次募集**

今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等で修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を給付する事業で、この度 3次募集を行うことになりました。

希望する学生は、文部科学省ウェブサイトに掲載されている『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)(https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf)で支給対象者の要件を確認し申請をしてください。

また、この給付金は、下記のQRコードよりスマートフォンから申請手続きを行っていただき、日本学生支援機構から支給(振込)されることとなります。

スマートフォンでご覧ください



LINEアプリを起動して、
QRコードを読み取ってください。

支給金額 10万円

学内申請手続き締切日 令和4年3月16日(水)17:00 **(※期日厳守必着)**

※期日を過ぎた場合には、やむを得ない理由があっても推薦の対象となりません、ご注意ください。

【特記事項】

※日本学生支援機構の給付奨学金受給者(令和3年12月10日の支給を受けているもの)および1次・2次(推薦保留者含む)に申請した者は今回の3次募集には申請できません。2次推薦締切(2月18日17:00)以降に、申請している場合は、3次募集の申請者とみなします。

※文部科学省からの推薦枠(今回は若干名)には上限があり、申請者全員が支給されるわけではございません。また、選考については、文科省の基準で選考しております。各個人の選考内容はお問い合わせいただいても個別にはお答えできませんので、ご了承ください。

※提出資料は選考に重要な資料となりますので、提出が任意であっても可能な限り提出してください。また、3の申し込み事項に経済的に困っている状況を詳しく記載してください。

※LINEトーク画面上の申請用フォーム URL を共有・使い回した場合、適切な手続きが出来ませんので、各自で手続きを行ってください。提出後にリセットしてしまうと提出データも削除されてしまいますので、リセットはしないでください。

※支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

※申請に関する問い合わせ窓口:文部科学省へ直接の問い合わせは出来ませんので、ご不明な点等ある場合には、上武大学大学本部総務課 hsoumu1@ic.jobu.ac.jp までお問い合わせください。